

# オール東京滞納STOP強化月間に伴う 休日・夜間臨時納税窓口の開設

毎年12月は「オール東京滞納STOP」強化月間です。  
これに伴い町では、休日・夜間臨時納税窓口をつぎの日程で、役場1階住民課で開設します。

- ① 休日臨時納税窓口（午前9時～午後5時）  
12月12日（日）、25日（土）の2日間
- ② 夜間臨時納税窓口（午後5時15分～午後8時）  
12月9日（木）、15日（水）、27日（月）の3日間

普段お仕事などの都合で納税ができない方、また、納税に関するご相談などがございましたら、この機会を是非ご利用ください。

※問い合わせは、住民課  
☎83・2190

**12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です**



東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています！

都と区市町村では、安定した税收確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。



納税広報



納税推進



滞納処分

東京都 一致団結 未納



## マイナンバーカードの申請と交付

### 土地の現況に 変更はありませんか

固定資産（土地）に対する課税は、賦課期日（毎年1月1日）現在の現況で課税しています。

所有している土地の現況に変更がある場合には、住民課までご連絡をお願いします。

### 家屋の取り壊しをした ら届出をお願いします

所有する家屋の全部または一部を取り壊した方は、家屋滅失届を住民課まで提出してください。

なお、登記している家屋については、東京法務局西多摩支局で滅失の登記が必要となります。

※問い合わせは、住民課  
☎83・2190

マイナンバー（個人番号）と本人確認を1枚で行える公的な身分証明書となる「マイナンバーカード」は、マイナンバーを利用する際に便利です。

住民課では、町に住民登録のある方を対象に、マイナンバーカードの申請に必要な写真を無料で撮影し、申請のお手伝いを「予約制」で行っています。

また、マイナンバーカードの交付通知書（ハガキ）が届いていて、これからカードを受け取る方、電子証明書の更新手続きを行う方についても、あらかじめ予約のうえ、ご本人が必要書類をご持参になり、会場までお越しください。

〔日時〕 役場開庁日 午前9時～11時、午後1時30分～4時

〔受付場所〕 住民課窓口  
〔申請時の持ち物〕 通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書・申請用封筒・本人確認書類

\*引越など申請書の内容が変更になった方や申請書をなくした方は、申請書を再発行します。

\*初回交付手数料は無料です。

\*申請後、カードの受け取りまで1か月程度かかります。交付準備ができましたら、町から交付通知書（ハガキ）をお送りします。

〔交付・更新時の持ち物〕 交付を受ける方は、交付通知書（ハガキ）・通知カード・本人確認書類（15歳未満の方、または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要）・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

更新手続きの方は、マイナンバーカード・更新手続きの通知・暗証番号がわかるもの  
※予約、問い合わせは、住民課  
☎83・2182